

Title	朝鮮信託統治構想：第二次大戦下の連合国協議
Sub Title	The trusteeship for Korea : inter-allied consultations during World War II
Author	小此木, 政夫(Okonogi, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2002
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.75, No.1 (2002. 1) ,p.13- 37
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	山田辰雄教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20020128-0013

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

朝鮮信託統治構想

——第二次大戦下の連合国協議——

小 此 木 政 夫

はじめに

- 一 ルーズベルトのイニシアチフ
 - 二 戦時首脳会談と信託統治構想
 - 三 米ソ対立の深刻化とその影響
- おわりに

はじめに

一九四五年五月八日、ドイツがついに降伏した。それまで米英とソ連を結びつけていた対独戦勝利という共通の目標が消え、ソ連の対日参戦の可能性が両者の連合を支えるという状況が出現したのである。その後、ソ連参戦の条件を規定したヤルタ協定を履行するための中ソ交渉が進行した。しかし、七月一七日にポツダム会談が開始されるまでに、ソ連に終戦の斡旋を依頼する日本の意向が明らかになり、さらに、アラモゴルドでの原爆実験

の成功を伝える第一報がトルーマン大統領の下に届けられた。対日戦の終結が間近に迫ったのである。このときまでに、朝鮮の将来について、連合国が公式に表明していた唯一の合意はカイロ宣言の一節であり、それは「朝鮮をやがて自由かつ独立のものとする」というものであった。

しかし、そのカイロ宣言の一節は具体的に何を意味したのだろうか。そもそも、米ソ対立が深刻化する以前に、米ソを含む主要連合国は朝鮮独立問題についてどのような立場にあったのだろうか。ルーズベルト大統領は、なぜ朝鮮の国際的な信託統治を提案したのだろうか。また、それに関する連合国協議はどこまで進展していたのだろうか。対独戦の終結や原爆実験の成功は、朝鮮問題協議にどのような影響を及ぼしたのだろうか。本稿は、ヨーロッパとアジア・太平洋の情勢を念頭に置きながら、朝鮮の国際的な信託統治がどのようにして構想され、議論されたかを検証しようとするものである。いうまでもなく、それは北東アジアへの冷戦の波及を議論するため、不可欠の準備作業である。なぜならば、連合国間の協調を土台とする信託統治構想の流産こそが、冷戦の拡大と朝鮮分断の進行を意味していたからである。

一 ルーズベルトのイニシアチブ

ルーズベルト・宋子文会談

第二次大戦中、朝鮮の将来に最も深い関心を寄せていたのは、実は国民党中国であった。朝鮮の独立を支援しようとする中国の動きはすでに太平洋戦争の勃発と前後して活発化していたのである。例えば国民党軍事委員会は、朝鮮独立運動に対する最高指導原則の作成を要求する蒋介石総統の指示に応え、一九四一年一二月、三民主義の独立国家の建設を最終目的とする「対韓国在華革命力量扶助運用指導方案」を作成した。この方案は戦争勃

発直後の中国の朝鮮政策の基本方向を示すものであるが、そこには独立運動各派の力量を重慶にある大韓民国臨時政府と副主席金九のもとに結集すること、国際情勢をみて適当な時期に臨時政府を承認すること、独立運動の武装力を軍事委員会直属の韓国光復軍に集中すること、中国側の資金援助の窓口を一本化することなどの重要事項が含まれていた。⁽¹⁾

その後、一九四二年二月二五日には、前々日のルーズベルトのラジオ演説が朝鮮に言及したことを歓迎し、蔣延黻・行政院發言人が「中国は韓国独立の承認を欲す」との談話を発表し、三月二二日には孫科・立法院長が東方文化協会、国際反侵略分会、国民外交協会などの主催する時局講演会の演題に朝鮮独立問題を取り上げ、独立の支援と臨時政府の承認を強く訴えた。孫科はまた、四月六日の国防最高委員会で大韓民国臨時政府の即時承認を提起し、その最終的判断を蔣介石総統に委ねた。他方、国民党中国は中国国内で激しく対立する二つの朝鮮独立運動団体、すなわち金九の指導する臨時政府系の韓国独立党と金元鳳、金奎植らの指導する反臨時政府系の朝鮮民族革命党の統合に努力し、同年一〇月までに、そのための指導を呉鉄城・国民党秘書長の下に一本化した。⁽²⁾

このような状況のもとで、一九四二年四月初旬、朝鮮独立問題が初めて連合国間の協議対象として取り上げられることになった。ワシントンで開催されたルーズベルト大統領と宋子文外相の会談がそれである。その詳細な経過は不明であるが、四月八日にルーズベルトに手交された宋子文の覚書は、朝鮮の独立を支援するために二つのことを提案している。その第一は、統一組織への援助を約束することによって二つの競合する独立運動団体の合同を促進した後、華北にある五万人の朝鮮人非正規軍を武装し、これを朝鮮内外における革命運動の中核にすることであり、第二は太平洋戦争評議会 (the Pacific War Council) が適当な時期に朝鮮に独立をもたらす決意を表明し、それと同時に、あるいはその後の適当な時期に大韓民国臨時政府を承認することであった。同覚書はまた、シベリアで二ないし三個朝鮮人連隊がソ連極東軍に編入されていると指摘し、これに注意を喚起していた。⁽³⁾

朝鮮の独立を約束し、重慶にある大韓民国臨時政府を承認するという宋子文の提案が、中国周辺地域へのソ連の影響力の浸透を未然に阻止しようとする国民党政府の切実な努力の一部であったことは疑いえない。新疆、蒙古、満州などとともに、朝鮮は中ソの勢力が競合する地域であり、日清戦争以来の歴史が示すように、満州および華北の安全にとって緊要であった。したがって、ソ連の関心が対独戦に集中している時期に、米国と共同歩調で朝鮮の将来の独立を宣言し、自らの庇護のもとにある大韓民国臨時政府を承認することは、中国にとっては、戦後の対ソ関係に有利な地歩を築くための重要な措置であった。これとは逆に、ソ連が独自の朝鮮人軍事組織を育成し、この地域にある種の傀儡政府を樹立するという予想ほど中国政府を脅かすものは存在しなかったのである。

それでは宋子文の提案に対するルーズベルトの回答はどのようなものであったのだろうか。大統領の求めに応じて起草されたサムナー・ウェルズ国務次官の意見書(四月一日)は、朝鮮人非正規軍の組織と武装には賛成したが、太平洋戦争評議会が朝鮮独立の決意を表明するのは時期尚早であるとするものであった。ウェルズは、その理由として、戦局が日本に有利に展開している状態のもとでは同協議会の声明も現実味に乏しいこと、英国政府とインド国民の交渉の失敗が民族解放に関する広汎な政策の表明を妨げていることの二点を挙げていた。しかし、ウェルズの助言に沿ったルーズベルト自身による宋子文への回答(四月一日)にもかかわらず、同じ頃、蒋介石は臨時政府を早急に承認するべきであるとの結論に到達し、米国政府にその意向を打診していた。そのため、五月六日、中国駐在クラレンス・ガウス大使は米国政府の見解を改めて口頭で伝えた。しかし、そのときまでに、中国側もルーズベルト・宋子文会談の詳細に接し、臨時政府の承認を「少なくともより望ましい時期まで」延期するとの方針を固めていた。⁽⁴⁾

ただし、太平洋の戦局やインド独立問題を理由とする臨時政府承認の延期は、米国が朝鮮の将来をめぐる中ソ

間の確執に無関心であったことを意味するものではない。ガウス大使は、すでに四月一〇日の国務長官あての電報で、中国国防最高委員会が臨時政府の承認問題を議論したことを報告し、さらにソ連と英国の反応がこの問題の核心であるとする見解を伝えていた。また四月二九日のコーデル・ハル国務長官のルーズベルト大統領宛て覚書は、「中国政府はソ連の支援を受けた朝鮮人グループの成長を芽のうちに摘み取ることを願っているのかもしれない」と指摘し、「重慶にある大韓民国臨時政府が中国政府によつて承認されれば、ソ連政府はソ連とイデオロギーを共にする他の朝鮮人グループを支援するだろう」と指摘している。さらにハルは、五月一日、ガウス大使に対し、「われわれは地理的および人種的要因から当該の問題が米国にとつて以上に中国にとつて緊急の関心事であることを知っており……もし中国政府が大韓民国臨時政府を承認するならば、米政府はもちろんそのような新しい事態のもとで自らの立場を再検討する」と中国政府に強調するように訓令している。⁽⁵⁾

このようにみえてくると、朝鮮独立問題に対する米政府の立場がきわめて微妙なものであったことがわかる。米政府は、一九四二年春以後、大韓民国臨時政府の早急な承認を求める中国の要求と、それが実行された場合に予想されるソ連の反発を考慮して、何らかの戦後朝鮮構想を準備せざるをえない立場に置かれつつあったのである。またそのような構想は植民地問題に対する英国の一般方針ともかけ離れたものであつてはならなかつた。いいかえれば、翌年三月二七日、アンソニー・イーデン英国外相に明らかにされた「朝鮮は中国、米国およびその他一、二カ国の参加する国際的な信託統治のもとに置かれるかもしれない」とするルーズベルトの構想は、朝鮮の将来をめぐる予想される中ソ英三国の対立を未然に調整しようとする努力の産物だったのである。⁽⁶⁾

ルーズベルトの構想

しかし、朝鮮を三ないし四大国による国際的な信託統治の下に置くというルーズベルトの構想は、英国代表団

との会談のより重要な議題の一つと密接に関連していた。一九四三年三月の第二週に始まる一連の米英会談の過程で、戦後のヨーロッパの地理的な問題に続いて、ルーズベルトは世界平和を維持するための国際的警察機構について繰り返し語っていたのである。大統領は米國、英國、ソ連および中国による戦後世界の平和管理について力説し、とくに中国を四大國の一つに加えるべきである強く主張した。ルーズベルトはソ連との間に政策的な対立が生じた場合に中国が米國の側に味方すると信じて、できるだけ中国を強化したいと述べたが、イーデンは中國の安定性に関して懐疑的であった。¹⁾

信託統治についても、米英間には意見の相違があった。三月二七日の会談で、ルーズベルトは太平洋にある日本委任信託統治諸島は連合國の信託統治の下に、また朝鮮とインドシナは大國による国際的な信託統治の下に置かれるべきであると主張した。前掲のルーズベルトの発言はこのときのものであり、それは四大國による平和管理というルーズベルト大統領のより大きな構想と直接的に関連していたのである。事実、ルーズベルトの構想はウイルソンのな国際主義の枠を越え、明らかに権力政治的な色彩を濃厚に帯びていた。前年一二月、ルーズベルトが承認を与え、加筆したオーエン・ラティモアの蔣介石あての書簡は、次のように大統領の意思を代弁していたのである。⁸⁾

閣下と同様に、大統領は仏領インドシナ付近から日本付近にかけての西太平洋に関係する大國は米國と中國であると確信している(と私は大統領に進言した)。今次大戦の終結後、われわれは中國、米國、英國そしてソ連を世界の「四人の警察官」と考えざるをえないだろう……しかし、米國の領土がシベリア、朝鮮そして日本に接近する北部太平洋においては、朝鮮独立のような問題からソ連を除外しようとすることは望ましくない。世界のこの地域でソ連を孤立させることは、緊張を緩和するどころか、それを醸成する危険を野放しにするようなものだろう。

また、「信託統治」という概念は、四〇年余りのフィリピンの経験が解放されたアジアの植民地人民のモデル

になるべきであるとするルーズベルトの個人的信念の産物でもあった。かれは一九四二年一月一日のラジオ演説で、米国のフイリピンにおける成功が二つの要因に基づいていると指摘していた。その第一は教育の普及および物質的、社会的、経済的な要求に關する認識とそれを充足するための準備期間が存在したことであり、第二は地方政府から始まり、いくつかの段階を経て完全な国家に移行する漸進的な自治の実践、すなわち究極的な独立主権のための訓練期間が存在したことである。このような信念は、完全な独立のためには、国際的な保護の下での長期間の準備と訓練が必要であるという構想、すなわち信託統治を示唆するものにほかならなかったのである。⁽⁹⁾

ただし、朝鮮信託統治という構想はただルーズベルトのみのものではなかった。すでに一九四二年二月には國務省極東部のウィリアム・ラングドンが朝鮮の信託統治を示唆する重要な文書を起草していたし、國務省の戦後政策諮問委員会 (Advisory Committee on Postwar Policy) の政治問題分科会 (the Subcommittee on Political Problems) では、八月にウェルズ次官の司会の下で開かれた会合でこの問題を検討し、一〇月に朝鮮は米中ソ三国の信託統治下に置かれるべきであるとの勧告を採択していた。⁽¹⁰⁾ その意味では、ソ連と中国が戦後の北東アジアに大国として登場し、朝鮮独立問題に関しても、これら両国の協力が不可欠であり、その方法として国際的な信託統治が望ましいという点で、大統領と國務省は見解を同じくしていたのである。入江昭が指摘するように、一九二〇年代への回帰を志向する国際主義的な國務省と権力政治的要素を有するルーズベルト大統領は、「少なくとも北東アジアでは」、十分に一致点を見出していたのである。⁽¹¹⁾

中ソ英の立場

一九四三年三月のルーズベルト・イーデン会談から一二月のカイロ会談までの間にも、朝鮮信託統治に関する

連合國協議は進行していた。事実、九月末の國務省極東部長ホーンベックとの非公式の情報交換の場において、宋子文外相は中国の一般的な意見として「朝鮮が國際的信託統治のもとに置かれるべきであるという考えに傾いている」と述べ、中国が同構想に肯定的であることを明らかにした。九月二八日のホーンベックの覚書によれば、両者はまた、「もしその原則を適用する努力がなされる場合に遭遇すると思われる困難」について討議した。さらに、カイロ会谈の直前、戦艦アイオワの提督室で開かれた大統領と統合参謀との会合で、ルーズベルトは蔣介石総統が米中ソ三国によって管理される朝鮮の信託統治を望んでいる事実を紹介した。結局、信託統治に対する中国の肯定的態度は、「朝鮮独立問題は極東に恒久的平和がもたらされる以前に解決されなければならない」という対ソ政策上の要請と「米国が重要な役割を演じて朝鮮の独立を保証しなければならない」という対米協調の必要との間の妥協の産物にほかならなかったのである。⁽¹²⁾

また、カイロでの蔣介石総統との会谈のために、ハリマン駐ソ大使がルーズベルト大統領のために起草した覚書は、米国政府がすでにモスクワで信託統治に対するソ連の態度を打診していたことを示すものとして興味深い。それによれば、朝鮮に対するソ連の態度は「四大国の参加するある種の信託統治の下での朝鮮の独立に同意する点で一貫する」ものであった。他方、この問題に関する英国の態度は終始否定的であった。すでに、前述の英米会谈において、イーデン外相は複数国による共同管理の妥当性に疑問を投げかけていた。また、八月の第一次ベック会議で、ハル國務長官が信託統治に関する討議を何回も要請したにもかかわらず、イーデン外相はこれを拒絶し続けた。⁽¹³⁾

要するに、一九四三年夏から秋にかけて、米国は朝鮮の國際的信託統治について関係各国と外交的接触を継続していた。しかし、これに対する反対は中国やソ連からではなく、主として英国から提示されていたのである。ルーズベルトは、一九四三年一〇月、連合国外相会議に出席するためにモスクワを訪問するハルに対して、信託

統治問題に関して各国の支持を取り付けるように訓令し、インドシナと日本の委任信託統治領が「世界の他の地域における安全保障上の拠点とともに」国際的な信託統治の下に置かれるべきであると主張した。しかし、一月二十九日、ハル国務長官がこの問題の討議を提起すると、ソ連のモロトフ外相がその重要性和必要性を認めただに對し、イーデン首相は再びこれに反対した。朝鮮信託統治に関する討議は、こうして、カイロおよびテヘランでの首脳会談に委ねられたのである。¹⁴⁾

二 戦時首脳会談と信託統治構想

カイロ会談

一九四三年一月、連合国三首脳、すなわちルーズベルト大統領、蒋介石總統、チャーチル首相が、それぞれの軍事、外交顧問とともに北アフリカのカイロで会談し、将来の対日軍事行動の方針と極東の戦後処理について協議した。一月一日にロンドン、ワシントン、重慶で同時に発表されたカイロ宣言によって、連合国の戦争目的は日本の侵略を阻止し、それを罰することであり、日本から太平洋諸島を剝脱し、満州、台湾および澎湖諸島を中国に返還させ、その他の地域から日本を駆逐することであると定義されたのである。また、三国首脳は「朝鮮人民の奴隸的状态に留意し、朝鮮をやがて自由かつ独立のものとする」¹⁵⁾ 決意を表明した。

朝鮮の信託統治に関する直接的な言及は存在しなかったが、三国首脳はその独立が「即時に」ではなく、「やがて」(in due course) 達成されることに合意した。少なくともルーズベルトにとって、それが「国際的な信託統治を通じての朝鮮独立」を意味したことは明らかである。「蒋介石總統はソ連、中国そして米國によって管理される朝鮮の信託統治を望んでいる」との前掲のアイオア艦上での指摘は、ルーズベルトが朝鮮独立問題をカイ

口での重要な議題の一つとして明確に意識していたことを示している。他方、蔣介石は、当然のことながら、米英首脳から戦後の朝鮮独立について公式の誓約を取り付けようとしていた。

一月二三日の蔣介石との晩餐会の席上で、ルーズベルトは中国が四大国の一員として戦後に設立される国際機関でその他の大国と同等の地位を占めるべきであるとの見解を改めて表明し、アジアに関する問題を中国と協議して決定することを約束した。ルーズベルトと蔣介石はまた、日本皇室の地位、対日軍事占領、賠償などについて討議し、満州、台湾、澎湖諸島が中国に返還されることに同意した。沖繩について、蔣介石は国際的な信託統治の下での米中による共同管理を示唆した。さらに、ルーズベルトは朝鮮、インドシナ、タイなどの将来の地位について言及し、それらの問題について、米中両国が相互の了解に到達するべきであると指摘した。蔣介石はこれに応え、朝鮮に独立を付与する必要性について力説した。さらに続けて、蔣介石は両者がインドシナの独立達成を助けるために協力し、タイの独立を回復するべきであると主張した。ルーズベルトもそれに同意した。ルーズベルトと蔣介石の会話は、その後、中国に対する経済援助、外蒙古問題、統一指揮などに移った。⁽¹⁶⁾

ただ一人ルーズベルトに同伴し、カイロ宣言の草案起草を命じられたハリリー・ホプキンスが、翌日午後四時、蔣介石側近の王寵惠・国防最高委員会秘書長に手交した宣言の米国草案には、朝鮮の将来について「われわれは日本による朝鮮人民の背信的奴隷化に留意し、日本敗北後の適当な時期に、その国を自由かつ独立のものとする」という一節が明記されていた。中国側はこれに異議を唱えなかった。若干の技術的修正の後、二五日午前、米中合意案はホプキンスから英国のアレクサンダー・カドガン外務次官に手交された。⁽¹⁷⁾しかし、二六日午後、宣言草案の最終的検討の席に提出された英国案の当該部分は米中合意案とは大幅に異なっていた。米中案にある「朝鮮を自由かつ独立のものとする」との一節は完全に削除され、「朝鮮を日本の統治から離脱せしめる」に修正されていたのである。英国が連合国による朝鮮独立の表明に反対であることは歴然としていた。さらに、台湾お

よび澎湖諸島の帰属も未定であり、「当然に日本が放棄すべきもの」とされたにすぎない。王寵惠はこれに強く抗議した。⁽¹⁸⁾

中国の強い反対に遭遇したカドガンは英国政府がこの問題をいまだに議論していないこと、またソ連の態度と反応が明らかでないことを理由に挙げ、もし修正が不可能であるならば当該部分の全段を削除するべきであると主張した。これに対して、ハリマンは、この問題はソ連とは無関係であり、とくにソ連に配慮する必要はないというルーズベルトの意見を紹介し、中国の主張を支持した。結局、討論の結果は原案の維持に終わったのである。ただし、宣言文にみられるとおり、「適当な時期に」という語句は最終的には「やがて」(in due course)に修正された。案文検討の経過からみて、この修正は英国側、おそらく文才のあるチャーチルによるものと推定される。⁽¹⁹⁾

テヘラン会談

続いて開催されたテヘラン会談で、朝鮮の国際的な信託統治に関して、ルーズベルトがスターリンに同意を求めめることは当然に予想された。しかし、会談の議事録によるかぎり、朝鮮独立問題が首脳会談で議論されたのは一度だけである。すなわち、一月三〇日の三国首脳の昼食会で、チャーチルがスターリンにカイロ宣言を読んだかどうかを質問した。これに対し、スターリンは、「朝鮮は独立すべきであり、満州、台湾および澎湖諸島は中国に返還されるべきであるというのは正しい」と答えている。しかし、帰国後の一月一二日、ワシントンで開催された太平洋戦争評議会の席上、ルーズベルトはスターリンがとくに四〇年間の朝鮮の信託統治に同意したと報告した。⁽²⁰⁾

シャーウッドによれば、一月二八日の午後、テヘランに到達して宿舎に入るやいなや、ルーズベルトはスターリンの訪問を受けている。簡単な挨拶の後、二人の会話は東部戦線の状況からインドシナにまで及んだ。スタ

ーリンがインドシナの植民地問題に言及すると、ルーズベルトは蒋介石と交した会話やビルマにおける計画について語り、やがて「かれの得意の話題、すなわちインドシナ、ビルマ、マラヤ、東インド諸島のような極東植民地の人民を自治の技術に関して教育する問題」に言及した。ルーズベルトはまた、フィリピン独立のための準備を助けてきた米国の記録について誇らし気に語った。おそらくこのときに、太平洋戦争評議会で報告したように、ルーズベルトは「朝鮮人はいまだに独立政府を運営し、維持する能力をもたないので、四〇年間の信託統治下に置かれるべきである」と主張し、スターリンがそれに同意したのだろう。二人の会話はチャーチルと米英共同参謀長会議のメンバーが到着するまで、四五分間継続した。これに同席したのは通訳のポーレンとパブロフの二人だけであった。⁽²¹⁾

ところで、テヘラン会談後の一九四四年春、二月一八日の陸・海軍の要請を受け、國務省の部局間極東地域委員会 (the Inter-Division Area Committee on the Far East) が朝鮮の占領と管理に関する計画の検討に入った。

陸・海軍の提起した問題のうちで最大のものは、「朝鮮を究極的に独立のものとするというカイロ宣言の観点から、いかなる暫定的政府機関が樹立されるべきか」にほかならなかった。五月四日に戦後計画委員会 (the Post-war Programs Committee) が検討し、若干の修正を加えて承認した文書、「朝鮮・政治問題・暫定政府」はその疑問に答えるものであり、それは戦後に予想される信託統治の内容について次のように説明していた。⁽²²⁾

もし朝鮮に対する暫定的信託統治が単一の国家に委ねられるとすれば、どの国がその責任を執るかについて困難な問題が発生する。自国が管理者に任せられるべきであるとすると中国人の願望とはかかわりなく、中国は自国の再建という膨大な課題に直面して、朝鮮情勢の管理を助けるための利用可能で有能な人材をほとんどもたないだろう。また、ソ連が過渡期の朝鮮を監督することは深刻な政治問題を引き起こすだろう。中国は朝鮮がソビエト化されはしないかと恐れ、米国はそのような事態の展開を太平洋における将来の安全に対する脅威とみなすかもしれない。最後に、米国が朝鮮の

信託統治を受諾することを望むかどうかも疑問である。

そのために、完全なる独立の達成以前の朝鮮行政の監督には、少なくとも中国、ソ連、米国および英国の代表から構成される当局者が任じられることになりそうである……国際機関が樹立される場合には、朝鮮に関するいかなる取り決りも一般的計画と両立するべきであるが、いかなる場合にも、米国単独の委任信託統治となるべきではない。（傍線は原文による強調）

ヤルタ会談

テヘラン会談以後、朝鮮問題が再び連合国首脳間の協議対象となったのは、一年数カ月後、ヤルタでのことである。もちろん、その間にも、国務省を中心に朝鮮の占領と管理に関する検討は続けられ、ヤルタ会談の前夜、それは大統領用のブリーフィング・ブック・ペーパーとして結実した。「いかなる場合にも、米国単独の委任信託統治となるべきではない」とする「単独行動否定」の原則が、より一層整理された形で、ここで再確認されている。すなわち、「朝鮮に関する連合国間の協議」と題する同文書は、(一) 中国とソ連はともに朝鮮に隣接し、朝鮮問題に伝統的利害を有している、(二) 米国、英国および中国は、カイロ宣言において、朝鮮をやがて自由かつ独立のものとすることを約束した、(三) いかなる一国による朝鮮への軍事作戦も深刻な政治的⁽²³⁾ 反動を引き起こすことになる、の三つの理由から、戦後の朝鮮に関する連合国間の「共同行動」が不可欠であると論じ、さらに、対日参戦のいかんにかかわらず、ソ連を朝鮮の国際管理に参加させるべきであると主張していたのである。ヤルタ会談における朝鮮問題への言及は、二月八日午後、リバディア宮殿で開かれた米ソ首脳の非公式会談で、ルーズベルトによってなされている。ポーレンの記録によれば、ルーズベルトは冒頭にマニラが陥落したことによって太平洋戦争が新しい局面に入り、米軍基地が小笠原および台湾周辺の諸島に展開されるだろうと述べ、二

人は米國がコムソモルスク、ニコラエフスク、カムチャツカなどに基地をもつ可能性について議論した。さらに二人は、ブダペストでの米軍の飛行場使用、赤軍解放地域における爆撃調査の実施、戦後に米國船をソ連に売却する問題について協議した後、話題を極東問題に転じた。議論の中心が南樺太・千島列島のソ連帰属、大連の租借ないし自由港化、東清鉄道および南滿州鉄道の租借ないし共同経営など、ソ連の対日参戦の政治条件に置かれたことはいうまでもない。ルーズベルトは香港を國際的に自由港化する希望にも言及した。信託統治問題が議論されたのは、それに続いてのことである。⁽²⁴⁾

ルーズベルトは、まず朝鮮について、ソ連、米國、中国の代表からなる信託統治を考えていると語った。かれは再度フィリピンの例を引き、「朝鮮の場合には、二〇年から三〇年ほどの期間でよいかもしれない」と述べている。スターリンは、これに対し、「信託統治の期間は短ければ短いほど望ましい」と答え、朝鮮に外國軍隊を駐留させるべきかどうかについて質問した。ルーズベルトはこれに否定的に回答し、スターリンもそれに同意した。残された問題は信託統治に英國を参加させるべきか否かであったが、ルーズベルトはそれに消極的であった。かれは、英國の参加は必要ないと思うが、そのような行動をとった場合、「英國が憤慨するかもしれないと感じている」と指摘した。これに対してスターリンは、「英國が不快な感情を抱くことはきわめて明白である」と述べ、さらにチャーチル首相が「われわれを殺しかねない」と冗談をいって、英國に参加を呼びかけるべきだと述べた。ルーズベルトはまた、インドシナの信託統治について希望し、英國の反対を懸念した。スターリンは「インドシナは非常に重要な地域である」と付け加えた。ここで、二人の話題は中國情勢に移っている。⁽²⁵⁾

ヤルタにおけるルーズベルトとスターリンの合意は、非公式のものながら、朝鮮問題に関して連合國が到達した最も重要な合意になり、その後の事態の展開に大きな影響を及ぼした。ルーズベルトの死後大統領に就任したトルーマンも、むしろ両者の協議の詳細に通じていなかったがために、その「遺産」を引き継ぐことに大きな努

力を払ったのである。しかし、両首脳の会話の内容からみて、スターリンは四大国による朝鮮信託統治という方式を認めつつも、それが自己に有利に機能するかどうか若干の疑問をもっていたようである。また、それを香港の将来やインドシナの信託統治と関連させて理解していたのかもしれない。いずれにせよ、国際的な信託統治という問題の性質上、朝鮮問題の取り扱いは満州、台湾、澎湖諸島ほどに明確ではなかった。また、それ以上に明確な合意を必要とするほど、ソ連の対日参戦準備が進展しているわけでもなかった。この段階でのソ連の基本的な態度は、米国の信託統治提案に賛意を表明しつつ、将来の行動のための足場を確保しておくというものであったのだろう。

三 米ソ対立の深刻化とその影響

スターリン・ホプキンス会談

ヤルタ会談が終了し、四月一二日にルーズベルト大統領が死去すると、米ソ関係は急速に冷却化していった。米国内の対ソ世論の悪化はポーランド問題に起因していた。他の一連の事件は、いずれもポーランド問題の周囲に集まることによって深刻化していったのである。そのような状況の下で、ソ連の対日参戦が極東情勢に与える政治的影響についての懸念が急速に拡大したことは少しも不思議ではなかった。五月一二日のグルー、フォレストル、マックロイ、ハリマンの会合の後、国務省はこの問題に関する全般的な検討を試み、その成果をモスクワに出発するポーレンに託している。この文書の朝鮮関係部分は、戦争終結以前に米国が描きえたもつとも詳細な戦後朝鮮構想であり、次のような内容をもつものであった。²⁹⁾

(一) 朝鮮の解放は米軍ないしソ連軍によって単独で、あるいは米国、中国、ソ連、英国軍によって共同でもた

らされるが、いずれにせよ四カ国は朝鮮の民政に同等の権限をもって参加し、かつそれを代表する。(二)上記の四カ国は朝鮮に信託統治を設定し、あらゆる軍事、行政、司法機関を同等に代表する。信託統治下の各種行政・社会機能は通常単一の独立政府によって行使され、信賴に値し、かつ有能な現地朝鮮人が最大限に利用され、かつ訓練される。(傍線は原文による強調)(三) 信託統治期間は対日戦の公式終了後五カ年である。(四) 四カ国による信託統治機構の設立後、それぞれの国はそれぞれ五千名を越えない名目的な兵力を除き、陸、海、空のあらゆる兵力を朝鮮の領域から撤退させる。(五) 五カ年の信託統治期間の後、完全なる自由・独立朝鮮が四カ国によって公式かつ公然と再び是認され、自由・主権・独立朝鮮政府が樹立される。新国家を構成する領土はすべての国によって尊重され、紛争は国際安全保障機構によって任命された公平なる委員会によって解決される。また朝鮮との交易においては、門戸開放と機会均等の原則が厳格に遵守される。(六) 国際安全保障機構の安全保障理事会が、極東の安全保障上の考慮から、朝鮮領土への軍事基地の設定が必要かつ望ましいかどうかを決定する。それが肯定された場合でも、そのような基地は朝鮮政府の同意により、朝鮮の主権を損うことなく設定される。

以上のような内容をもつ國務省案は、ポーレンからハリマンに手交され、スターリン・ホプキンス会談に生かされるべきものであった。故ルーズベルト大統領の側近であり、対ソ交渉の詳細に通じていたホプキンスは大統領の死後すでに政界を引退し、病床で四月以来の米ソ関係の悪化に心を痛めていたが、モスクワ派遣の暗示に接すると、一瞬のうちに「警報に接した伝統的な老消防馬」に変身して、自らの「最後の使命」として、スターリンとの会談に備えたのである。五月二六日の会談において、ホプキンスはスターリンに三つの議題を提示した。第一はポーランド問題であり、第二がドイツ管理委員会の設立であり、第三が太平洋戦争と中国・極東問題であった。第三議題が討議されたのは、五月二八日の第三回会談のことである。⁽²⁷⁾

この日の会談はソ連の対日参戦の期日についてのホプキンスの質問から始まった。スターリンは八月八日まで
にその準備が完了することを明言し、作戦の開始はヤルタ協定への中国の同意いかんによると説明した。スター
リンは中国問題について多弁であり、中国の統一と安定のためにできるだけのことをすると言明した。かれはま
た、ソ連は満州、新疆、その他の地域に領土的要求をもっていないと強調し、外蒙古の現状は維持されるべきで
あると指摘し、さらに「中国共産党の指導者が蒋介石に匹敵するほど有能であり、中国に統一をもたらすことが
できるとは信じない」と付け加えた。ここで話題が日本の問題に移った。スターリンは、それには「軍隊の作戦
区域と日本占領区域のような問題」が含まれると指摘した。かれは明らかに日本の無条件降伏とその軍事能力の
徹底的な破壊を望み、「現在ののような戦争は百年に一度しか起りえないものであり、それを利用して日本を完全
に打倒し、その軍事能力にうまく対処し、それによって五、六〇年の平和を確保することが望ましい」と強調
した。⁽²⁸⁾

朝鮮の信託統治は最後の問題として取り上げられた。ホプキンスは極東に関して残された問題は朝鮮の地位に
関するものであると述べ、ヤルタにおいて非公式の討議がなされたことに注意を喚起し、「米国政府は、慎重な
研究の後に、ソ連、米國、中国および英国によつて構成される朝鮮の信託統治が望ましいだろうという結論に到
達した」と指摘した。かれはさらに信託統治の期間について、「それは二五年であるかもしれないし、もっと短
いかもれないが、五年ないし一〇年であることは確かである」と付け加えている。スターリンは、これに対し、
四大国による信託統治が望ましいことに完全に同意したが、それ以上は何も語らなかつた。ホプキンスもまた、
話題を他の問題に転じている。⁽²⁹⁾

以上のようなスターリンとホプキンスの会談は、朝鮮の信託統治に関するルーズベルト・スターリン間の非公
式の合意を再確認するという意味で重要なものであつた。しかし、この会談のために準備された國務省案が充分

に生かされた形跡は存在しない。ホプキンスが言及したのは信託統治を構成する国とその期間についてのみである。かれがなぜ信託統治の細目について触れなかったのかは明らかではない。依然として、管理機構やその運営に関するような細部にわたる合意は不必要であると考えたのかもしれない。あるいは、そのような議論が対日占領の細部に関する議論に発展することを恐れたのかもしれない。しかし、スターリンもまた細部にわたる討議に消極的であった。ソ連による単独占領さえありうる流動的な軍事情勢の下で、そのような領域に踏み込むことは賢明ではないと判断したのだろう。

ポツダム会談

ホプキンスの努力の結果、第二次大戦の最後を飾る三国首脳会談が七月一五日前後にベルリンで開催されることになり、米国はこの会談のために政治、軍事の両面から対日戦を再検討した。朝鮮独立問題に関しても、国務省は七月一四日付で「朝鮮の暫定管理と予想されるソ連の態度」および「朝鮮戦後政府」と題するブリーフィング・ブック・ペーパーを作成している。しかし、それらはいずれも前出の国務省文書以上に詳細なものではなかった。わずかに注意を引く点は、もしソ連が暫定的政府の主導権を要求し、他の国に名目的な発言権以上のものを認めない場合に、「朝鮮を信託統治地域に指定し、国際連合機構自体の権威のもとに置くことが望ましいかも知れない」と指摘していることだろう。後に実行に移される朝鮮独立問題の国連上程の原型をなす発想であった。⁽³⁰⁾

七月一七日から八月二日までベルリン郊外のポツダムで開催された首脳会談こそは、連合国が戦後の朝鮮に関する詳細な合意に到達しうるほとんど唯一の機会であった。事実、七月八日、ハリマン大使は大統領と国務長官に「提案中の四大国による朝鮮信託統治の性格に関する詳細な討議のための準備がなされるべきである」と打電していたし、スチムソン陸軍長官もまた、朝鮮に「ソ連の支配する現地政府」が樹立されることを恐れ、七月一

六日、トルーマン大統領に信託統治の「強力な推進」を進言していた。かれは朝鮮問題を「極東に移植されたポーランド問題」と表現し、「信託統治の期間中、少なくとも名目的な米国の地上兵ないし海兵が朝鮮に駐屯する」ことを主張したのである。⁽³¹⁾

他方、ソ連側もまた、別の観点から、この問題の討議を必要としていた。モロトフ外相は、六月三〇日、スターリンと宋子文の会談に出席し、「これ（朝鮮の信託統治）は類例のない合意であるので、詳細な了解に到達することが必要だろう」と指摘していたのである。事実、ポツダム会談の記録によれば、朝鮮問題に関する討議は、アフリカおよび地中海の旧イタリア植民地や国際連盟の委任信託統治領の問題と同時に、七月二二日の第六回本会議でモロトフによって要求されている。モロトフは明らかに両者を関連づけて議論しようとしたのである。スターリンもまた、イタリアが植民地を失うのであれば、それがどの国の信託統治に委ねられるのかに強い関心を示し、ソ連がそれに参加できるかどうかを知りたがった。⁽³²⁾

しかし、チャーチルは、新たに設立される国際連合機構との関連で、委任信託統治に関する問題がすでにサンフランシスコで取り上げられたことを指摘し、それ以上の討議に否定的な姿勢を示した。トルーマンも、それに同意しつつ、信託統治問題を三国外相の協議に付託するように主張した。米英側は、ソ連が東ヨーロッパに影響力を拡大するのみならず、トルコに基地を求め、さらに旧イタリア植民地の信託統治への参加を主張したことに大きな疑惑を抱いたのである。会談に出席したハリマンは、翌日のスチムソン、マックロイ、バンディとの会合でそのことを報告し、香港とインドシナの信託統治についての英仏両国による反対が続けば、「ソ連はおそらく朝鮮の信託統治提案を取り下げ、その単独を支配を要求するだろう」と予測した。朝鮮の信託統治が首脳会談の議題として取り上げられなかったのは、おそらくモロトフの提議が拡大するソ連の要求の一部であると理解されただためだろう。⁽³³⁾

その後、モロトフは七月二三日の三国外相会談で再び旧イタリア植民地の問題を取り上げ、「もしそれがイタリアから分離されるならば、米國、英國およびソ連による共同の信託統治が設立されるべきである」と率直に要求した。それに対して、イーデンはイタリアが敗戦国であるのかどうかが決められるべきであり、旧植民地がイタリアに返還されないのであれば、国際連合機構が信託統治の形態を決定するかもしれないと主張し、バールズ國務長官もイタリアとの平和条約締結が新たに設置される外相理事会の最初の仕事であることに合意するべきだと指摘した。結局、信託統治問題の討議は九月に開催されるロンドン外相理事会に委ねられた。ソ連は国際的な共同管理方式を朝鮮以外の戦略地域にも適用し、それへのソ連の参加を朝鮮信託統治と関連させるといふ外交戦術を採用しつつあったのである。⁽³⁴⁾

ただし、ハリマンやスチュムソンの要請にもかかわらず、トルーマン大統領やバーンズ國務長官が信託統治問題の討議を回避したのには、日本の降伏が間近に迫るなかで、原爆実験が成功したという別の大きな理由が存在したのかもしれない。要するに、朝鮮半島に「ソ連の支配する現地政府」が出現したり、ソ連が暫定的政府の主導権を要求することを懸念するという同じ理由から、バーンズは日本本土への原子爆弾の投下によってソ連の対日参戦以前に戦争を終結させる可能性を模索し、トルーマン大統領の支持を獲得したのである。原子爆弾の威力についての詳細な報告を受けた後、前日までソ連の参戦が日本の降伏をもたらすと考えていたトルーマンは、七月一八日の日記に、「ソ連が介入する以前に日本は手を挙げるだろう。マンハッタン（原子爆弾）が本土上空に出現すれば、かれらは確実に降伏する」と記している。七月一七日の最初の首脳会談で、スターリンが対日参戦の遅延を示唆したことも、トルーマンやバーンズを勇気づけたはずである。⁽³⁵⁾

おわりに

日本の敗北が明確になるにつれて、南樺太、千島列島、満州、台湾・澎湖諸島などと並んで、朝鮮の将来が連合国間の協議対象として浮上した。しかし、中ソ両国の周辺に位置するという地政的な条件と、かつて両者の勢力が錯綜したという歴史的な経緯のために、自由・独立・統一朝鮮の実現はそれほど容易ではなかった。中国が重慶に存在する大韓民国臨時政府を承認すれば、それに対抗して、ソ連は独自の親ソ勢力を支援しかなかったのである。それは後にポーランドに出現する事態にほかならなかった。しかも、朝鮮の即時独立には、インド独立問題を抱える英国が強く反対していた。したがって、国際的な信託統治によって、地域的な平和と朝鮮の将来の独立を確保するというルーズベルトの構想には、権力主義と国際主義の均衡を土台にする、ある種の合理性が存在したといつてよい。事実、ルーズベルトのイニシアチブの背後には、「四人の警察官」による平和管理という世界秩序構想やフィリピンにおける米国の「誇るべき経験」が存在したのである。

しかし、ルーズベルトの死後、とりわけポーランド問題をめぐって米ソ対立が深刻化してからは、朝鮮の国際的な信託統治の基礎である連合国の協調そのものを維持することが困難になった。対独戦の終結とともに、ポーランド問題をめぐって深刻化した米ソ対立が北東アジアに波及したのである。もはや純粹に地域的な問題は存在しえず、朝鮮信託統治という連合国間の共同行動も、インドシナや北アフリカの旧植民地問題など、その他の地域の問題と関連せざるをえなかった。また、原爆実験の成功がそのような状況をさらに複雑化させた。もちろん、そのことが一連の戦時首脳会談での合意をただちに無効にしたわけではない。朝鮮信託統治に関する合意は、最終的には、一九四五年一月二日にモスクワ協定の朝鮮関係部分として結実したのである。しかし、そのときには、朝鮮半島はすでに米ソ両国によって分割占領されており、米ソ関係のさらなる悪化が四大国による信託統治とい

う戦後構想を机上の空論に変えつつあった。

- (1) 「対韓国在華革命力量扶助運用方案」、秋憲樹編『資料・韓国独立運動』第一巻、延世大学校出版部、一九七一年、六七一―六七三頁。鐸木昌之「朝鮮民族解放運動をめぐる国際関係―中国共産党および中国政府を中心に」、中村勝範編著『近代日本政治の諸相―時代による展開と考察―』、慶應通信、一九八九年、三二五―三二八頁参照。
- (2) 胡春恵「中国為韓国独立問題在外交上の奮闘」、王大任・林秋山主編『中韩文化論集』、中華学院院韓国研究所(台北)、一九七五年、三六頁。孫科「韓国独立問題」、秋憲樹編『資料・韓国独立運動』第一巻、五三一―五三六頁。国民政府軍事委員会快郵代電、一九四二年一月九日、同上、六七三―六七四頁。Gauss to Hull, April 10, 1942, *Foreign Relations of the United States* (Hereafter cited as *FRUS*), 1942, Vol. I, p. 869.
- (3) Roosevelt to Welles, April 8, 1942, *ibid.*, pp. 867-869.
- (4) Welles to Roosevelt, April 13, 1942, *ibid.*, pp. 870-872; Gauss to Hull, April 18, 1942, *ibid.*, pp. 872-873; Gauss to Hull, May 8, 1942, *ibid.*, p. 875. 胡春恵前掲論文、三六一―三十七頁。
- (5) Gauss to Hull, April 10, 1942, *FRUS*, 1942, Vol. I, p. 869; Hull to Roosevelt, April 29, 1942, *ibid.*, p. 873; Hull to Gauss, May 1, 1942, *ibid.*, pp. 873-875.
- (6) Memorandum of Conversation by Hull, March 27, 1943, *FRUS*, 1943, Vol. III, pp. 36-38. 台湾の文献に於れば、一九四三年二月、ホワイトハウスの賓客として滞在した蒋介石總統夫人に対して、ルースベルト大統領は戦後の朝鮮独立を「米中両国で保証する」構想を明らかにした。しかし、六月に帰国の挨拶を兼ねて会談したとき、ルースベルトは「朝鮮を、暫時、米、中、ソで共同管理するつもりである」と語った(蒋介石『蒋介石秘録』第一四巻、サンケイ新聞社、一九七七年、五七一―五八頁)。
- (7) Robert E. Sherwood, *Roosevelt and Hopkins: An Intimate History*, Harper and Brothers, 1948, pp. 706-719; Anthony Eden, *The Reckoning*, Houghton Mifflin, 1965, pp. 436-436.
- (8) Memorandum of Conversation by Hull, March 27, 1943, *FRUS*, 1943, Vol. III, pp. 36-38; Memorandum of Conversation, by Mr. Harry L. Hopkins, Special Assistant to President Roosevelt, March 27, 1943, *ibid.*, pp. 38-39; Draft of Letter From Mr. Owen Latimore to Generalissimo Chiang Kai-shek, *FRUS*, 1942, *China*, pp.

- 185-186. 括弧内の修正はルースベルトによる。
- (9) Franklin D. Roosevelt, "Radio Address on the 7th Anniversary of the Philippines Commonwealth Government, November 15, 1942," *Public Papers, Roosevelt*, Vol. XI, p. 475.
- (10) シェームス・マートリーは「ランタマンの覚書」や「朝鮮信託統治への米国の支持の起源」であつたこと、それがルースベルトに与えた影響を強調している。James I. Matray, "An End to Indifference: America's Korean Policy During World War II," *Diplomatic History*, Vol. 2, No. 2, 1978. 入江昭『日米戦争』中央公論社 一九七八年、一六〇—一八〇頁。
- (11) 入江昭『日米戦争』一八頁。
- (12) Memorandum of Conversation, by the Adviser on Political Relations (Hornbeck), September 28, *FRUS, 1943, China*, pp. 133-137; Minutes of the President's Meeting With the Joint Chiefs of Staff, November 19, 1943, Admiral's Cabin, U.S.S. "Iowa," *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 257.
- (13) United States Delegation Memorandum, November 23, 1943, *ibid.*, p. 376; W. Averell Harriman and Elie Abel, *Special Envoy to Churchill and Stalin, 1941-1946*, Random House, 1975, pp. 261-262; Department of State minutes, August 20, 21, 1943, *FRUS, 1943, Washington and Quebec*, pp. 914, 919; Leo Pasvolovsky Memorandum, August 18, 1943, *ibid.*, p. 717; conference notes, August 21, 1943, *ibid.*, pp. 926-927; Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull*, Vol. II, Macmillan, 1948, pp. 1237-1238.
- (14) Pasvolovsky Memorandum, October 3, 1943, *FRUS, 1943, Vol. I*, pp. 542-543; conference notes, October 29, 1943, *ibid.*, pp. 666-667; Hull, *Memoirs*, Vol. II, pp. 1304-1305, 1596.
- (15) Final Text of the Communiqué, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, pp. 448-449.
- (16) Chinese Summary Record, Roosevelt-Chiang Dinner Meeting, November 23, 1943, *ibid.*, pp. 322-325.
- (17) 二四日午後、ホプキンスが口述タイプさせた草案初稿の表現はやや異なつてゐた。草案初稿にある「べきさうだが早期に」(at the earliest possible moment)は「翌朝まで」ルースベルトによつて「適当な時期に」(at the proper moment)に修正されたのであつた。American Draft of Communiqué With Amendments by President

- Roosevelt, November 24, 1943, *ibid.*, pp. 399-400. また「二四日、王龍恵がボブキンスに手交した中国政府覚書の朝鮮関係部分は「中国、英国、米国は戦後の朝鮮独立を承認するべきである。この朝鮮独立承認のための合意への連の参加はいつでも歓迎される」と記されている。Memorandum by the Chinese Government, November 24, 1943, *ibid.*, p. 389; *The Diaries of Sir Alexander Cadogan, 1938-1945*, Edited by David Dilks, G. P. Putnam's Sons, 1971, p. 577.
- (18) 梁敬錫『閩羅會議』、台湾商務印書館、一九七三年、一三九—一四二頁。
- (19) 梁敬錫『閩羅會議』、一四三—一四五頁。The Diaries of Cadogan, p. 578. 英文の “in due course” は通常「さかた」を翻訳される。しかし神谷不二は “in due time” (「さかた」) と区別して “in due course” を「かかるべき順序を経る」と訳するべきであると指摘した。チャーチルが付与しようとしたニュアンスはそのようなものだろう。神谷不二『現代国際政治の視角』、有斐閣、昭和四一年、三七および三九頁。
- (20) Roosevelt-Churchill-Stalin Luncheon Meeting, November 30, 1943, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 566.
- (21) Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, pp. 776-777; Minutes of a Meeting of the Pacific War Council, January 12, 1944, *FRUS, 1943, Cairo and Teheran*, p. 869.
- (22) Memorandum Prepared in the War and Navy Departments, February 18, 1944, *FRUS, 1944*, Vol. V, pp. 1190-1194; Memorandum Prepared by the Inter-Divisional Area Committee on the Far East, May 4, *ibid.*, pp. 1239-1242.
- (23) Inter-Allied Consultation Regarding Korea, Briefing Book Paper, *FRUS, 1945, Malta and Yalta*, pp. 358-361.
- (24) Roosevelt-Stalin Meeting, February 8, 1945, *ibid.*, pp. 766-771.
- (25) *Ibid.*
- (26) Grew to Forrestal, May 21, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. VII, pp. 882-883.
- (27) Sherwood, *Roosevelt and Hopkins*, pp. 885-891.

- (8) *Ibid.*, pp. 902-904; Memorandum of 3rd Conversation at the Klemm by Bohlen, May 28, 1945, *FRUS, 1945, Berlin*, Vol. I, pp. 41-47.
- (9) *Ibid.*, p. 47.
- (10) *Ibid.*, pp. 311-314.
- (11) Harriman to Truman and Byrnes, 9[8] July, 1945, *ibid.*, p. 234; Stimson to Truman, July 16, 1945, *ibid.*, p. 631.
- (12) Harriman to Byrnes, July 3, 1945, *FRUS, 1945*, Vol. VII, p. 914; Sixth Plenary Meeting, July 22, 1945, *FRUS, 1945, Berlin*, Vol. II, pp. 252-256.
- (13) *Ibid.*; Footnote 51, *ibid.*, p. 260.
- (14) Sixth Meeting of the Foreign Ministers, July 23, *ibid.*, pp. 281-283.
- (15) *Off the Record: The Private Papers of Harry S. Truman*, Edited by Robert H. Ferrell, Happer & Row, 1980, pp. 53-54. なお、この点については、以下の説得力のある論文を参照した。呉忠根「戦時米ソ交渉における朝鮮問題」、『法学研究』（慶應義塾大学法学部）第五六巻第六号（一九八三年六月）。